

新宿区教育委員会会議録

平成30年第3回定例会

平成30年3月2日

新宿区教育委員会

平成30年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年3月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時55分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	坂 元 竜 二	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

日程第 1 第 7 号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について

日程第 2 第 8 号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する条例

報告

- 1 平成 29 年度区立学校表彰について (学校調整課長)
- 2 平成 29 年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について
(学校支援課長)
- 3 平成 30 年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて (学校
調整課長)
- 4 平成 30 年度小学校新入学指定校変更の状況について (学校運営課長)
- 5 図書館資料の貸出期間延長手続の変更等について (中央図書館長)
- 6 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席をしておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原職務代理人にお願いいたします。

○羽原委員 承知しました。

◎ 第7号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第8号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第7号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第8号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題とします。

それでは、第7号議案及び第8号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

議案概要をご覧ください。

本件につきましては、公民の均衡を図るため、退職手当を改定するほか、国や都の動向、裁判例等を踏まえ、退職手当の支給制限について所定の改正を行うものでございます。

改正の1点目といたしましては、退職手当の基本額を算定する際の基礎となる支給月数の改定です。この支給月数は、勤続期間の区分ごとに決まっている勤続年あたりの支給月数にそれぞれの勤務期間を掛けたものの合計となっております。例えば勤続15年で、普通退職をした場合ですと、改正前の区分では勤続10年までは1年当たり0.5月、11年から15年は1.15月となっております。10年までは0.5月掛ける10年で5月分、11年から15年までは1.15月書ける5年で5.75月分、これらを合計して10.75月分が退職手当の基本額の支給月数となるものです。

この勤続期間の区分ごとに決まっている勤続1年あたりの支給月数を記載のとおり改定するものでございます。

実際の支給月数への影響につきましては、参考例の記載のとおりとなります。勤続30年間で定年退職等の場合は、42.25月から40.65月の1.6月分の減となり、普通退職の場合は36月から34.7月の1.3月分の減となるものでございます。

次に、改正の2点目ですが、1点目の改正に伴い退職手当の基本額の支給月数の上限を定年退職等の場合は49.55月から47.7月へ、普通退職の場合は41.25月から39.7月に変更いたします。なお、この上限につきましては、勤続35年の支給月数と同じ割合にすることとなっているものでございます。

改正の3点目といたしましては、退職手当の調整額の算定の基礎となる勤続1年当たりの点数等の改正でございます。

調整額は、退職の直近20年における職の区分と期間に応じて決定されることとなっております。園長、副園長といった職の区分ごとに点数は決まっております。これに直近20年間で在籍した期間を掛けたものの合計に1点当たり1,000円を掛けて算出をしています。この点数等を記載のとおり改定するものです。

改正の4点目といたしましては、退職手当の支給制限についてです。

これまで、懲戒免職を受けた職員等は、原則一律で退職手当を全額不支給としてきましたが、これを変更するものでございます。国及び都では、懲戒免職を受けた職員等について、職務及び責任、勤務の状況、非違の内容等を勘案し、退職手当の全部または一部を不支給とするかを選択できる改正が行われております。また、懲戒免職を受けた職員の退職手当を一律で全額不支給とする措置は違法であるとの判例も出ていることから、新宿区においても国や都と同様に職務及び責任、勤務の状況、非違の内容等を勘案し、退職手当の全部または一部を不支給とする選択ができる改正を行うものでございます。これに伴い、必要な手続を定めます。

改正の5点目は、これらの改正を踏まえ、必要な引用条項の整理や文言整理等の規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第5条では、普通退職の場合の退職手当の基本額について定めております。先ほど御説明したとおり勤続1年当たりの支給月数の割合を改定するほか、その上限についても改定しております。

次の第6条では、定年退職等の場合の退職手当の基本額について定めており、第5条と同様の改正となっております。

第7条の4では、引用条項の整理や文言整理を行います。

3ページに移りまして第10条では、基本手当の調整額の算定の基礎となる勤続1年当たりの点数を変更いたします。改正後では、園長が第2号に、副園長が第3号に、主任教諭が第6号に、そして教諭が第7号にそれぞれ該当するものです。

なお、第1号、第4号、第5号につきましては、幼稚園教育職員の職で該当するものではありません。

第11条でも、引用条項の整理を行います。

4ページに移りまして第16条では、懲戒免職等を受けた職員については、退職手当の全額を支給しない旨を定めておりますが、先ほどの説明のとおり職務及び責任、勤務の状況、非違の内容等を勘案し、退職手当を全額、または一部を不支給とすることができるものとしたします。

また、新たに第2項と第3項を新設し、不支給とする場合の通知等について定めるものです。

第17条では、引用条項の整備を行うほか、第10項と第11項と同様の内容が、先ほど新設いたしました第16条第2項と第3項で定められるため、これを準用するよう定めるものでございます。

6ページの第18条では、退職した後で退職手当の支給を受ける前に禁錮以上の刑に処せられた場合等の規定で、第1項では、在職期間中の行為に関し、禁錮以上の刑に処せられた場合は、一律不支給とすると定めていますが、これを職務及び責任、勤務の状況、非違の内容等を勘案し、退職金を全額、または一部を不支給とすることができるものとしたします。

なお第2項は、再任用職員が免職処分を受けた場合や退職後に懲戒免職に相当する行為をした場合に関しての規定となりますが、こちらは既に退職手当の全額、または一部不支給とすることができるものと定めているため、第1項と第2項を新第1項に統合する形で定めるものです。

そのほか、第18条では、この改正に伴い、条項の繰り上げ、引用条項の整備等を行います。

8ページの第19条から10ページの第22条まででは、引用条項の整備を行います。

附則の第12項と第13項の改正は、平成25・26年度に退職した場合に関する規定が不要となったため、これらの規定を削除するなどの整備を行うものです。

附則ですが、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行すること等を定めてお

ります。

それでは1枚目にお戻りいただきまして、第7号議案の提案理由でございますが、新宿区職員の退職手当に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、議案概要にお戻りいただき、第8号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件につきましては、教育委員会事務局の組織名称及び所掌事務の変更を行うものでございます。次期教育ビジョンの中の第3章、「施策4、地域との連携・協働による教育の推進」で、地域協働学校の取り組みを支援し、さらにこれを充実させていくこととしておりますが、これを踏まえ、組織名称及び所掌事務についても、この教育ビジョンの内容に沿ったものになるよう、教育支援課の「地域家庭教育係」の名称を「地域連携・家庭教育推進係」に変更するとともに、地域協働学校の推進を所掌する旨明記するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条では、組織構成について定めており、教育支援課の「地域家庭教育係」の名称を「地域連携・家庭教育推進係」に変更をいたします。

第14条は、教育支援課の所掌事務について定めておりますが、同様の名称変更を行うほか、第5号を「地域協働学校の推進に関すること」とし、地域連携・家庭教育推進係の事務であることを改めて明示したものでございます。

また、旧第5号の内容を引き継ぐため、第7号を新たに設け同様の内容を規定いたします。附則ですが、平成30年4月1日から施行することを定めております。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第8号議案の提案理由ですが、教育委員会事務局の組織名称及び所掌事務の変更を行うためでございます。

説明は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、第7号議案について、御意見、御質問があればお願いをいたします。

○羽原委員 参考までに教えてください。

これは、新宿区職員の退職手当ですから、区立小・中学校、特別支援学校の先生方は都の職員だから対象ではないでしょうが、例えば、昨年度など、定年退職、普通退職はどのくらいいるんですか。

それからもう一つは、この金額というのか、月数というのか、これは都の方針を踏まえて

いるということによろしいですか。

○**教育調整課長** この内容につきましては、今、職務代理者からお話がありましたとおり、国や都の規定内容に準じて新宿区においても月数等について算定しているものでございます。

なお、今年度の退職予定者は、1人いるということでございます。

○**羽原委員** 普通退職でしょうか。

○**教育調整課長** 定年退職でございます。

○**羽原委員** 今、区として算定と言ったけれども、この何か月分がどうというのは、これは都の決めた数字を準用しているということか、新たに区として算定しているのか、算定という言葉がよくわからない。

○**教育調整課長** 月数などについては、新宿で算定をしているものでございます。ただし、全体として引き下げるという考え方につきましては、国や都と同じ方向性ということでございます。

○**羽原委員** そうすると、新宿区の場合は、引き下げ方は緩やかなのか、平均という言葉でいいのかどうか分かりませんが、その辺はどうですか。

○**教育調整課長** 今回、新宿区で行う退職手当の見直しに伴う引き下げでございますが、基本的には、特別区の人事委員会で23区全て同一の内容として取り扱うものでございます。ただ、条例自体は、それぞれの自治体で定めているところから、今回新宿区においても区の条例を見直し、改正を行うといったことでございます。

○**羽原委員** いや、僕が最初に聞いたのは、都が決めた数字を区として準用するのではないかと聞いていたけれども、区として算定すると言ったから、そうすると数字が違うのかなど。都と違うのであれば高目に決めたのか、低目に決めたのかということを知りたかった。だから都と同じなら同じと言ってくれればいいので、それをただ区の条例に載せるためにこう改めて決めるということならそれでいいです。

○**教育調整課長** まず、月数等につきましては、東京都のものをそのまま準用したわけではございません。ただし、その内容につきましては、新宿区単独ではなく、23区全て同じ内容として取り扱っているものでございます。なお、それが全体として、東京都と比較して高いのか低いのかというのは、今すぐにはわかりかねます。

○**教育長** 東京都は東京都で、23区は23区で退職手当の額を決めています。東京都は国の方針を踏まえて決定しますが、23区は国の方針だけでなく、その都の方針も踏まえて決定します。実際の下がり幅がどうなのかというと、もともとのベースが違いますから、都と23区で下が

り幅も全く同じということはありません。

○羽原委員 23区と都で、まちまちということでもよろしいでしょうか。

○教育長 そうです。

○羽原委員 わかりました。構造がよく分からないから、そこを説明してくれば分かる。

○教育長 相当厳しくなっていることは間違いありません。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、第7号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第7号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第8号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

この組織名称は、教育委員会の意思を反映しているというところをもう少し説明していただけますでしょうか。

○教育調整課長 説明が不足して申しわけございません。

今回のこの組織名称、それから所掌事務についての変更でございますが、今回平成30年度からの新たな教育ビジョンを策定をいたしました。その中では、地域協働学校のさらなる推進、充実ということが盛り込まれているわけでございます。現在の地域家庭教育係には、地域協働学校のことが所掌事務としてもうたわれてない、また今後さらに推進していくにしても、これから地域の中に担当の職員が出ていって、この組織名称を申し上げても、一体何を担っているか、そういったことが伝わってこないことから、教育委員会としては、そういったところを計画の中だけではなく、姿勢として表にあらわすといった強い意思から、今回組織名称、並びに所掌事務にも改めて地域協働学校の推進に関することを盛り込ませていただいたということでございます。

○教育長 教育委員会の意思が通ったということでございます。

何か御質問等がありますか。

○今野委員 地域協働学校をこれからもっともっと盛んにしていく、あるいは国のほうでも地域学校協働活動、あるいはそういう本部もつくろうということで、いずれにしてもこれから地域と学校の連携というのを本格的に進めなければいけない時代だと思います。以前も、教

育委員会であったか、協議会であったかは忘れてしまいましたけれども、教育委員会としても組織的に対応をすると、そのためにできれば管理職的な職員を入れて体制を図りたいというふうな話もあったかと思います。予算のこともあるので、こういう形になったと思いますが、そういう理解でいいでしょうか。あるいは係として名前を変えるにしても、そこを中心に学校と地域の連携協働を強めるという方針には変わらない、そういう方針のもとでということですね。そういう理解でいいでしょうか。

○教育支援課長 今、委員からお話がありましたとおり、今回の組織名称の変更等については、より組織的な取り組みを強化しようという考えがあってということは、先ほど教育調整課長から申し上げたとおりでございます。管理職員ということで、要求等もしていましたが、それについては、全体の調整の中でかなわなかったのですが、今回、係長級の職員、主査が配置されるということで、内示を受けているところでございます。こういった職員が配置されたときには、今回お示しをしておりますような地域連携、それから家庭教育推進係という名称で地域との連携、具体的には地域協働学校がその中心となってくるものと考えておりますが、この名称、肩書からも明らかになるということで、さらに推進しやすくなると考えております。

そういった職員配置等も含めまして今後教育ビジョンにも記載をしております小中連携型の地域協働学校や地域との連絡会、それから、今後ますます地域協働学校の地域や区民の皆様への理解啓発を進めていくことが必要といった教育委員会での御意見も踏まえまして、既に日程調整等入っているところでございます。そういったことをさまざま含めて、総合的に組織的に推進してまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等なければ、第8号議案、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

それでは、第8号議案は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 平成29年度新宿区立学校表彰について

◆ 報告2 平成29年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について

- ◆ 報告3 平成30年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて
- ◆ 報告4 平成30年度小学校新入学指定校変更の状況について
- ◆ 報告5 図書館資料の貸出期間延長手続の変更等について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1から報告5まで、順次報告を受けた後に質疑をしたいと思いますのでお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、報告の1、平成29年度新宿区立学校表彰について御説明いたします。資料をご覧ください。

この学校表彰制度でございますが、1の制度概要の記載のとおり、各区立学校における教育実践活動に対する意欲の向上を図るため、教育目標や教育課題を実現・解決する学校・園全体で取り組んだ継続性のある教育実践活動の取り組みについて評価し表彰することとなっております。

今年度の表彰校でございますが、落合第二小学校で、取り組みにつきましては、地域と歩む「落合の里」となっております。この地域と歩む「落合の里」の内容につきましては、3番に記載のとおり、落合第二小学校が80周年記念事業として、休園中の幼稚園舎の園庭を造成し、神田川と妙正寺川になぞらえたせせらぎや水田、古代ハスである大賀ハスの池などを設けたものでございます。この大賀ハスの植えかえや落合の里の整備をPTA主催のもと児童や保護者、教員だけでなく卒業生や近隣の町会の方々とも一緒になって行っており、そのほかにも「落合の里」を児童が稲作を初めとして各学年で環境観察や植物栽培等の取り組みに利用しているものでございます。

表彰に当たっての基準につきましては、学校表彰規定実施要領がございます。その中では、教育実践活動が独自性や先見性を感じさせるなど、他の学校・園の模範となるものや、学校が地域のコミュニティーの一部として役割を担うなど、地域活動の活性化につながるもの、また教育実践活動により、自校に対する誇りや愛校心を高めるものなどがございます。そうした観点から、今回審査を行ったものでございます。

このたびの教育実践活動の内容の評価といたしましては、卒業生や地域の方々の協力のもと、マニュアル等を利用し、栽培の難しいハスの中でも特に貴重な大賀ハスを継続的に栽培している点については独自性があると評価をいたしました。

また、「落合の里」を通じて、在校生や保護者、教員だけでなく、卒業生や地域の方々が、地域への愛着を深めている点、さらに各種行事等の際に「落合の里」を紹介するなどの積極

的な周知活動の結果「落合の里」や大賀ハスが地域のシンボルとして定着している点などについて、地域活動の活性化や自校に対する誇り、愛校心が向上していることなどを評価したものでございます。

これらの評価を踏まえ、先ほどの実施要領に即して本取り組みを表彰する旨、決定をしたものでございます。

説明は以上となります。

○教育支援課長 続きまして報告の2、平成29年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について御報告いたします。報告2の資料をご覧ください。

こちらの表彰制度でございますが、これは新宿区における学校教育の一層充実と幼児・児童・生徒の健全育成に資することを目的といたしまして、年に1回実施をしているものでございます。

資料に推薦基準を記載してございます。この表彰の対象全体といたしましては、幾つか規定がございまして、人命救助やこれに類する行為を行ったとき、また対外活動やコンクール等における著しい成果があったとき、またスポーツ、または文化的な活動で長期にわたる努力及び幼児・児童・生徒の模範となる活動があったとき、また長期継続的な福祉活動があった場合等につきまして、各学校や庁内の各部署にもこういった推薦の依頼を行いまして、そこから上がってきたものについて審査会で審査をいたしまして、表彰をしているといったものでございます。

その中で、今回、この表に記載がございまして、中学校の団体が4団体、それから小学生の個人が4人、それから、中学生の個人が8人、表彰の対象となったものでございます。

それぞれ団体名、または氏名の後に表彰基準ということで、(2)あるいは(2)のウ、あるいは(3)と書いてございますが、これがどこに該当するかといったものが資料の冒頭でございます推薦基準についてといった部分に記載のものでございます。

今回表彰の対象となりました団体、あるいは個人につきましては、(2)番、対外活動、コンクール等における著しい成果、または(2)のウ、スポーツ又は文化的な活動で長期にわたる努力及び幼児・児童・生徒の模範となる活動、もしくは(3)長期継続的な福祉活動、このいずれかに該当しているものでございます。

では、改めまして、団体、個人それぞれについて概要を御説明させていただきます。

まず、団体の小学生につきましては、今回対象がございませんでした。

次に、団体の中学生でございます。こちらは、4団体が対象となっております。1つ目が、

新宿区立牛込第三中学校の吹奏楽部でございます。これは表彰基準の（２）のウに該当しており、地域における文化的な活動に努力を長期的に行っているということで表彰の対象となっております。

続きまして、新宿区立落合第二中学校の吹奏楽部、こちらは、第57回東京都中学校吹奏楽コンクールB部門で金賞をとっているということで、（２）の該当となっております。

次に、新宿区立西新宿中学校のE組、こちらは、和太鼓の演奏でさまざまなイベント等に参加するといった、継続的な活動で地域の活性化に貢献しているということで（３）の該当となっております。

次に、新宿区立西戸山中学校の陸上競技部の女子駅伝チームで、こちらが第70回東京都中学校駅伝競走大会女子の部で優勝ということで（２）、著しい成果ということで表彰の対象となっているものでございます。

続きまして、小学生の個人、こちらは4名でございます。それぞれ表彰基準は（２）ということで、対外活動、コンクール等における著しい成果ということになっております。一人ひとりの御紹介はこの場では省略させていただきますが、こちらの表彰内容に記載のとおり、それぞれ全国規模のコンクール等で著しい成果を上げているものでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

個人の中学生、こちらは8名が表彰の対象となっております。これもやはり表彰基準をご覧くださいますと（２）ということで、いずれも対外活動やコンクール等における著しい成果ということになっております。

冒頭で説明が漏れましたが、こちらの対外活動等の著しい成果というものは、おおむね東京都大会の入賞、もしくはそれ以上ということで基準を設けて審査をしているものでございます。

こちらにつきましても、一人ひとりの詳しい御紹介はこの場では省略をさせていただきますが、表彰内容に記載のとおり、いずれも全国規模の大会等で著しい成果を上げているものでございます。

これら、4団体、それから12名の個人の皆さんにつきましては、3月13日に、表彰式を開催いたしまして、教育長から表彰を行う予定でおります。その後でございますが、各校でも、こういった成果があつて表彰を受けたということを御紹介をいただくとともに、4月に発行を予定しております「しんじゅくの教育」にも掲載をいたしまして、広く児童・生徒等に周知を図ってまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○**学校運営課長** それでは、報告の3、平成30年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰り上げについて御報告させていただきます。

まず資料の1番、抽選校の繰り上げ状況でございます。

平成30年度中学校の入学予定者を対象としました学校選択の抽選となった学校、こちらが表の牛込第三中学校、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校でございます。こちらの補欠登録者の方々につきまして、繰り上げを表のとおり行ったところでございます。なお、この表の中にございます繰り上げの基準、こちらは過去のデータなどから、今後の転入者等によりまして、入学時に転入者が定員数を上回らない数として算出した数字でございます。

表の説明は、3番にもございますが、まず牛込第三中学校でございます。抽選時の補欠登録者は6名、2月16日時点の補欠登録者は4名です。入学予定者60名のため、繰り上げ基準を下回るということから、補欠登録者4名、全員の繰り上げを行いました。

次に、西早稲田中学校でございます。抽選時での補欠登録者は33名、2月16日時点では、補欠登録者21名、入学予定者が116人であるため、繰り上げ基準を下回るということから、補欠登録者21人全員の繰り上げを行ったところです。

最後の新宿西戸山中学校でございますが、抽選時での補欠登録者は39名、2月16日時点での補欠登録者は30名、入学予定者は繰り上げ基準を上回る130名であるため、繰り上げを行うことができず、補欠登録者30名は指定校という結果となっております。

2番の繰り上げ結果でございますが、2月19日補欠登録者全員に郵送で通知を発送させていただきました。

なお、補欠登録を行っている全員につきましては、2月16日をもって解除となりまして、補欠番号は無効となったところでございます。

報告は以上です。

続きまして、報告の4にまいります。

平成30年度小学校新入学指定校変更の状況について御報告させていただきます。

少し字が小さくて申しわけありませんが、まず1番、指定校変更の申し立て結果の概要についてでございます。

今回、29年4月1日から、学校選択制度の検討協議会を28年度に開催した結果に基づきまして、小学校の学校選択制度を30年度新入学から廃止したところでございます。この間、指定校変更の制度を活用し、小学校は対応してきたところでございますが、この間で指定校変

更制度のわかりやすさですとか、そういったところを8月に保護者の方に全員に通知してお知らせをしてきているところでございます。その結果の中で、1回目の審査、2回目の審査、こちらを年内と翌2月に行うということで周知をさせていただいた結果の取りまとめとなっております。

まず1の(1)、申し立て件数でございますが142件、うち再申し立ては1件でございます。全体155件の申し立てがございましたが取り下げが13件ということで、全体が142件となっております。

(2)、第2回指定校変更審査会、こちらが一次審査となります。許可につきましては47件についてこの段階で出しております。この際、不許可は46件、うち基準内非該当が9件、この基準内非該当というのは、指定校変更の基準に満たない、合致しない件数でございます。また、保留が9件という結果となっております。

(3)番の、第3回指定校変更等審査会、二次審査でございますが、こちらの許可件数が86件、許可後の転出が1件ございまして、第二次審査では不許可はゼロ件となっております。

米印のところですが、一次審査で不許可が46件ございましたが、基準非該当の9件を除く37件と、保留9件につきましては、その後の取り下げ4件を除きまして、二次審査で全て審査をさせていただいたところでございます。

2番目の指定校変更の許可、学校別状況でございますが、こちらの一次審査の段階で、当該校入学Bの列でございますが、こちらで申し立て結果がゼロになっているところは、江戸川小を除きまして全て指定校で申し立てをいただいても入学が難しい学校としてこちらで御案内を先にさせていただいていた学校となります。この学校につきましては、全て二次審査で国公立、私立への入学状況、進学状況を勘案し、定員枠を確認し、最終的には全ての希望の方が入学いただけたという状況になっております。

一次審査の結果、46件の指定校変更の入学がかないまして、二次審査では合計85件の入学、合計で131件の方が指定校変更をした結果となっております。

こちらの結果ですが、29年度学校選択制度を行っていたときは、学校選択の希望者219名、そして指定校変更につきましては、50名弱の方々が申し立てをしております。合計しますと、30年度の申し立て件数のおおよそ倍になってございまして、こちらは28年度の段階から地域の説明会ですとか、パブリックコメント、また学校を通じた今回の変更の意図、そういったところを説明させていただいた中で地域のお子さんを地域ではぐくむ、また地域協働学校、

地域連携の取組、またお子さんたちの安全・安心の確保、こういったところの趣旨が伝わったのかなど、そういった結果として受けとめております。

報告は以上になります。

○中央図書館長 それでは、報告の5番目でございます。図書館資料の貸出期間延長手続の変更等について御報告をいたします。

去る1月14日から、図書館情報システムの新しいシステムが稼働してございますが、このシステム更新を機に、貸出期間の延長手続の変更など図書館の貸出サービスを充実するものでございます。

まず1点目、貸出期間延長手続の変更でございます。

雑誌を除く図書でございますけれども、貸出期間の延長につきましては、これまで貸出期間内に一度だけしか申し出ることができなかったものを、何度でも申し出ることができるように変更するものでございます。

具体的には、(1)の図を見ながら御説明をいたしますけれども、貸出期間内に一度だけ延長を申し出できるということで、貸出日の、例えば翌日に延長を申し出た場合は、その2週間後が返却期限になりますので、貸出期限は実質1日しか延長されないということになります。

今度は、何回も申し出ることができますので、例えば貸出日の10日目に延長を申し出て、さらに20日目に再度延長を申し出た場合で御説明します。貸出日から返却期限は最初の延長で24日、二度目の延長で34日になるというところですが、これは4週間の日を限度するので、28日目が返却期限になるということです。何度も延長の申し出ができますけれども、4週間までというところでございます。

次に、資料の取り置き保留というサービスを開始いたします。

入院や海外旅行などで、予約した資料を受け取れない場合に資料の取り置き保留をできるようにするものでございます。

この手続を行いますと、予約順位は上がっていきませんが、1位になったとしても受け取れないので、資料は次の順位の方に回りますけれども予約順位は1位のまま保留されるものでございます。資料の取り置き保留は3カ月間を有効期限といたします。退院する、あるいは帰国するなどで、資料を受け取れる状態になったときに手続をすると、予約した資料が返却された時点で予約の第1位となり、その資料を受け取ることができるというものでございます。

3点目が、予約資料の受け取り順の指定を新たに始めるものでございます。

例えば、上巻、下巻といったシリーズものなどのように、複数の図書館資料を予約する場合に、予約資料の受け取り順を設定することができるようにいたします。

利用方法ですが、これらのサービスは図書館のカウンター、電話はもとよりのこと、新宿区立図書館ホームページで御自身で手続きができるようにいたします。

今後の予定ですが、3月9日の常任委員会で御報告し、「広報しんじゅく」3月15日号に掲載し、ポスター掲示、周知チラシを配布し、平成30年4月1日より施行する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

順次御質疑をお願いをしたいと思います。

報告1について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。後で写真をお配りました。ご覧いただくと、タンクが後ろのほうにあります。このタンクの水は、学校に降った雨水をためて流れに使っていて、こまめにいろいろなことをやっています。何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか、何か御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ、報告1については質疑を終了したいと思います。

次に、報告2について、御意見、御質問ありますでしょうか。

この中から将来のオリンピック候補が出ればと期待しております。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。

いかがでしょうか。頑張った子どもたちが、文武両道両方ともこれだけいるということでございます。

御意見なければ、報告2の質疑を終了いたします。

次に、報告3でございます。

御意見、御質問いかがでしょうか。

西戸山中学校は、繰り上げができなかったということですね。

○羽原委員 保護者からのご意見などはありましたか。

○学校運営課長 例年学校選択制度で抽選がかなわなかった方につきましては、一部の方は指定校変更を御希望されていらっしゃると思います。これから受付をいたしますが、中学への進学状況につきましては、国公、私立への進学状況、毎年この時期に多く報告をいただいて、それで4月までに枠が若干あく場合がございます。ただエリアとしましては、転出入の中で増えるような状況もございます。昨年は、時点によってそういった状況もございましたので、今回繰り上げ基準につきましては、昨年よりも若干厳し目に見ているところはございます。ただ落選というか、今回かなわなかった方につきましては、真に必要な方につきましては指定校変更で申し立てがあるものと考えられます。

○羽原委員 いやいや僕が聞いているのは、指定校に変更された中に、クレームとかトラブルというまでには行かないけれども、何かあるのかなのかという。

○学校運営課長 毎年そういった状況もございますので、現段階で繰り上げができなかったということに対してのクレームは窓口で受けてはおりません。

○教育長 よろしいでしょうか。

次に、報告4ですけれども、いかがでしょうか。

学校選択制度を廃止して初めてになりますけれども、課長としてはどのような感想ですか。

○学校運営課長 この間、教育委員会内、そして保護者の方、そういったさまざまな考え方の御意見をいただきながら、丁寧に平成28年度以降この制度の見直しが進められてきたものと思っております。そういった中で、学校選択制度がなくなって指定変更のみになった場合、どういったことが想定されるか、そういったことも非常に細かく、私自身は4月から着任した者ですが、その前から準備というか、そういった想定も含めてされていたものと考えております。そういった中で、実際に今年度指定校変更を進めるに当たりまして、大きなトラブルもなく、一次審査の終わった段階で不許可の通知を出す方につきましても、どうして不許可になったのか、そういった説明もつけて、どうしても定員枠、その関係で今、許可が出せる状況ではないというようなところもお知らせをし、また、非該当の方につきましても、どういった内容で非該当なのか、そういった中で意見につきましては理由の部分を強化して、再度申請をいただいたような状況もございます。そういった中で指定校変更の制度自体は悉皆で皆さんに御案内をお送りしたというところ、また申し立てをいただいた方々一人ひとりに対して、職員がきちんと理由ですとか、申し立ての状況、そういうものを確認しながら進めてきたということもありまして、昨年よりも2月以降のトラブルも少なくここまでこれ

た状況でございます。

○羽原委員 各学校への申し立て件数は想定されていたということでしょうか。

○学校運営課長 学校選択制度における 29 年度新入学までにあった状況につきましては、学校選択で 200 件以上、そういった状況もございましたので、今回、同規模の申し立てが来たらそれに対応する対応策ですとか、そういったところを考えていたところでございます。ですから、最大値として、昨年の学校選択、または指定校変更、そういった規模を考えながら、進めてきたところでございますが、結果としまして、今回の見直しの趣旨、そういったところが保護者の方々に一定の御理解をいただいた中で、想定よりも少ない状況で申し立てがあったという状況でございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

今後は学校選択制度で入学した兄弟関係も減ってくるので、兄弟姉妹関係の申し立ては減ってきて、本当にどうしても指定校変更をしなければならないような理由にある程度絞られて今来るといった感じはしています。

○学校運営課長 今の兄弟姉妹の関係というお話が出ましたので、今回の 131 件のうち、兄弟姉妹で申し立てをいただいている件数が 65 件でございます。パーセンテージに直しますと 49.6%、半数近くが兄弟姉妹の関係で申し立てをいただいている状況でございます。

○教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

[はいの発言]

○教育長 よろしければ、次に報告 5 番、中央図書館の件でございますけれども、いかがでしょうか。

○羽原委員 反対とかそういう意味ではないけれども、つまりこうすると割に調べ物のとかの本もさることながら、早く読みたいという人気のある本、これの貸出が停滞してしまうという懸念はないのかなと。

それから、もしその場合、借りられないという意見があれば、同じ本を買って貸すというようなことになると、本の選択、あるいは選択の冊数に影響がないかなと、この 2 点は少し気になりました。

○中央図書館長 御質問ありがとうございます。

まず 1 点目が、資料が停滞するかどうかというお尋ねでございます。これは、かねては延長を申し出る日というのが返却期限日の前日に限られていましたし、もともと 4 週間が限度

ということで運用してきました。延長の申し出は1回に限っていましたが、複数回にしても貸出期間は、4週間までが限度ですので、資料の回転に影響するということはありません。

それから、また取り置き保留でございますけれども、これも今までは1位の人をずっと待っていないならなかったのですが、今度は、その方を飛ばして、次の人に回ってきますので、資料の回転はもっとよくなっていくということでございます。

それからあと、上巻下巻のシリーズものでございますけれども、これは御希望されれば御希望されない方が下巻から先に読みたいと言えばその方が優先されますので、これも回転がよくなりますということでございます。

したがって、資料の回転はかえって効率的になってくる関係上、もう一冊買わなければいけないといったようなことは極力少なくできると考えてございます。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

○今野委員 期間内であれば何度でも貸出期間内延長の申し出ができるというのはいいことなのか。今、羽原委員が言われたように、必ずしもいいことでもないの、何度でも申し出ができるということを余り強調しないほうがいいのではないかと思います。

○中央図書館長 御指摘ありがとうございます。広報の際には、貸出期間内延長の申し出を奨励しているかのような表現ではなく、複数回できますなど、表現を検討して御案内させていただきたいと思っております。

○教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ、報告5について質疑を終了させていただきたいと思います。

◆ 報告6 その他

○教育長 報告6、その他ですけれども、何か事務局ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 ありがとうございます。特にはないということでございますので、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 2時55分閉会